

## 土壤汚染情報公開台帳

( 案件No. 31-1 )

整理番号	201-0001	調製年月日・契機	令和元年(2019年) 6月12日	・ 第116条第1項第1号
所在地	八王子市三崎町1番5、寺町43番1の各一部	(地番)	八王子市寺町61	(住所)
訂正年月日・契機	令和元年(2019年) 12月26日・措置完了報告書(土壤汚染対策法)			
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	八王子総合事務所(平成31年(2019年)4月17日廃止)	面積	154.06 m <sup>2</sup> (汚染地)	6,097 m <sup>2</sup> (調査)
汚染状況調査の方法に関する特記事項	—			
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容	—			
当該土地に第122条第1項第2号の土壤がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)	—			
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨	—			
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨	—			
当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨	形質変更時要届出区域(形-18) 令和元年(2019年) 12月26日指定解除			
備考				
土壤の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者
	平成31年(2019年)4月12日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	エコサイクル株式会社
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	



## 特定有害物質の使用、排出等の状況

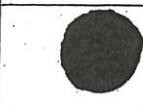
業種及び主要製品	鉄道業
特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等	<p>・現業事務所1号(2階診療所)          ジクロロメタン：局部麻酔、カドミウム及びその化合物：漂白液、水銀及びその化合物：血圧計等、ジン化合物：塩素消毒、砒素及びその化合物：神経抜き、ほう素及びその化合物：現像液</p> <p>・その他(現業事務所1号1階、外構)          鉛及びその化合物：塗料及びガリソン、六価クロム化合物：臭化リチウム、塗料、ふつ素及びその化合物：オイル、グリース、          ほう素及びその化合物：オイル、グリース、ベンゼン：ガリソン          詳細は、別添(任意様式報告書第5章)のとおり。</p>
特定有害物質の使用状況	<p>・現業事務所1号(2階診療所) 1979年～1984年の5年間          ジクロロメタン：局部麻酔、カドミウム及びその化合物：漂白液、水銀及びその化合物：血圧計、ジン化合物：塩素消毒、砒素及びその化合物：神経抜き、ほう素及びその化合物：現像液として使用されていたと想定される。</p> <p>・その他(現業事務所1号1階、外構)          現業事務所1号1階に関しては、1979年に建築されているため、そこから使用が始まったと考えられるがいつまで使用されたかは明確でない。また、外構に関しては建築から廃止までの期間が不明であった。          鉛及びその化合物：塗料及びガリソン、六価クロム化合物：臭化リチウム、塗料、ふつ素及びその化合物：オイル、グリース、ほう素及びその化合物：オイル、グリース、ベンゼン：ガリソン          詳細は、別添(任意様式報告書第5章)のとおり。</p> <p>使用期間 1979年～ 使用廃止時期は不明          (H31年2月22日の土壤採取時には使用していないことを確認済)</p>
特定有害物質の排出状況	<p>ジクロロメタン：局部麻酔、カドミウム及びその化合物：漂白液、水銀及びその化合物：血圧計等、ジン化合物：塩素消毒、砒素及びその化合物：神経抜き、ほう素及びその化合物：現像液として使用されていたと想定されているが、どの位使用されていたかは不明である。</p> <p>鉛及びその化合物に関しては、塗料粉に酸化鉛として含有していた事と塗料及び臭化リチウムにクロム酸鉛として含有していたことが確認された。また、年代的にガリソンに含有されていたと考えられるが、いずれも総量は不明である。六価クロム化合物は臭化リチウムに含有が確認され、蓋つきのボリ缶に保管がなされていたことが確認できた。また、塗料にクロム酸鉛の含有が確認されているが、いずれも実際の使用量は不明である。ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物に関しては廃油、オイル、グリースに含有されていたと考えられるが、実際にどのくらい使用されていたか不明であった。</p> <p>詳細は、△別添(任意様式報告書第5章)のとおり</p>
特定有害物質の使用場所等	現業事務所1号1階、2階(診療所)、外構にて使用、保管がなされていた。 詳細は、△別添(任意様式報告書第5章)のとおり
地下施設の有無及び概要	当該地南側に地下タンクが埋設されているが、現在は使用されていない。 貯蔵物は、灯油と軽油であり、ガソリンは貯蔵されていなかった
地表の高さの変更及び地質に係る情報	地表の高さに関しては、周辺の高さと同等であることから変更はないものと考えられる。地質に関しては△別添(任意様式報告書の柱状図)の通り
土壤汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	なし
既往調査及び措置に関する情報	なし
その他特記事項	

備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。

2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。

3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

## 土壤汚染状況調査結果報告シート



1. 調査概要	
調査対象地	(住居表示)東京都八王子市寺町61 (地番表示)東京都八王子市三崎町1番5外1筆、寺町40番2外9筆
調査対象面積	6,097m <sup>2</sup> (CAD算出)
用途地域	商業地域
指定調査機関名	エコサイクル株式会社
指定調査機関の指定番号	2014-3-17
技術管理者名	[REDACTED]
技術管理者証の交付番号	第0002288号
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)</li> <li>・同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号)</li> <li>・土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版 環境省水・大気環境局土壤環境課 H31年3月発行)</li> <li>・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)</li> <li>・東京都土壤汚染対策指針(平成31年4月1日施行)</li> </ul>

## 2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壤汚染のおそれの把握)

有害物質取扱事業場の設置履歴	現業事務所1号の1階では保線区倉庫、空調機械室及びオイルタンク置場として有害物質の使用が確認できた。また2階診療所においても外科、内科、歯科、撮影室、暗室など有害物質の使用が否めない。更に外構施設において危険品庫では石油類の保管、塗料置場において塗料、オイルグリース及び塗装用シンナーの保管が確認された。危険品庫1,2,3,14号にてガソリンが保管されていた。	任意様式報告書 P.10 表4.1
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	特になし。	
既往調査・対策の経緯	特になし。	
その他の経緯	特になし。	
人為由来による汚染のおそれ	■人為由来による汚染のおそれがある(おそれを否定できない)→任意様式報告書 P.15 表5.2を参照	
自然由来による汚染のおそれ	□自然由来による汚染のおそれがある→根拠資料を別紙〇に示す( Appendix-3による判定等)	
水面埋立て用材料による汚染のおそれ	□水面埋立て用材料による汚染のおそれがある →根拠資料を別紙〇に示す	
試料採取等対象物質の種類	ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	

土壤汚染のおそれ の区分の分類(平 面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の現業事務所1号とその地下配管、危険品庫1,2,3,14号、オイルタンク置場、塗料置場が立地していた履歴がある範囲は、「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類される。</li> <li>上記以外の敷地範囲は、「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に分類される。</li> </ul>	任意様式報告書 P.20 図6.1 ～ P.24 図6.5
汚染のおそれが生じ た場所の位置(断 面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の地盤面が汚染のおそれが生じた場所の位置となっている。</li> <li>現業事務所1号には地下配管が存在し、その底面である深度1.15～2.85mも汚染のおそれが生じた場所の位置となっている。</li> </ul>	任意様式報告書 P.27 図7.2

3. 調査方法		
3-1. 土壤調査方法 ※調査地点位置図を任意様式報告書P.25 図7.1～P.29 図7.5に示す。		
現地試料採取期間	(ガス採取)平成31年2月21日～平成31年2月24日	
	(土壤採取)平成31年2月22日～平成31年2月24日	
室内分析期間	平成31年2月22日～平成31年3月15日	
試料採取等対象物 質と試料採取を行う 区画の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険品庫1,2,3,14号はベンゼン、鉛について全部対象区画とした。</li> <li>現業事務所1号の立地範囲(表層)、オイルタンク置場、塗料置場を六価クロム、鉛、ふつ素、ほう素について全部対象区画とした。</li> <li>これら以外の敷地範囲の表層はベンゼン、ジクロロメタン、六価クロム、鉛、砒素、ふつ素、ほう素について一部対象区画とした。</li> <li>現業事務所1号の地下配管はジクロロメタン、カドミウム、水銀、シアン、砒素、ほう素について全部対象区画とした。それ以外の敷地範囲の地下は対象外区画とした。</li> </ul>	任意様式報告書 P.26 図7.1 ～ P.30 図7.5
第一種特定有害物 質の土壤ガス採取 方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>全部対象区画は、単位区画毎に、土壤汚染のおそれが多いと認められる部分で現地表から0.8～1mの深度の地中において土壤ガスを採取した。</li> <li>一部対象区画は、30m格子の中心を含む単位区画の1地点で、現地表から0.8～1mの深度の地中において土壤ガスを採取し、現地で分析を行った。</li> </ul>	任意様式報告書 P.32 図8.1 ～ P.33 図8.2 写8.1
第一種特定有害物 質のボーリングによ る試料採取方法	土壤ガス不検出の為、実施せず	—
第二種、第三種特定 有害物質の試料採 取方法	<p>【汚染のおそれの生じた位置の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地表がアスファルト又はコンクリート等で被覆されている場合は、コアドリル等で被覆部分を除去した後、碎石等を除去し、地表を基準として、全部対象区画は、単位区画毎に、表層から50cmの試料採取を行った。</li> <li>一部対象区画は、地表が被覆されている場合は上記方法により除去し、30m格子毎に5地点で、表層より50cmの試料を採取し均等混合した。</li> <li>一部対象区画において基準不適合となった区画では、単位区画毎に個別分析を実施した。</li> <li>地下配管が存在する範囲では、単位区画毎に、深度1.15～3.35m(地下配管底面より50m)の試料採取を行った。</li> </ul>	任意様式報告書 P.34 図8.3 ～ P.35 図8.4

### 3-2. 地下水調査方法

※調査地点位置図を図-5-2に示す。

現地試料採取期間		(代表地点)平成31年3月21日 (対象地境界)採取なし	
室内分析期間		(代表地点)平成31年3月22日～平成31年3月29日 (対象地境界)採取なし	
代表地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	・鉛の土壤溶出量の最も高いA1-8の1区画で採取した。	任意様式報告書 P.47
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	ボーリング孔から、地下水を採取した。帯水層は深度4m以深の砂礫層(帯水層の底面まで掘削していないため、深度不明)で、地下水位はGL. -3.54mであった。	任意様式報告書 P.48
対象地境界	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	実施せず	-
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	実施せず	-
地下水試料採取方法		ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示されるボーリング孔を利用し、観測井を設置しない方法で実施した。	任意様式報告書 P.47

## 4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を任意様式報告書P.38 表9.2～P.42 表9.6に示す。

※2 調査結果総括図を任意様式報告書P.43 図9.1に示す。

(試料採取日:H31年2月21日～H31年2月24日)

分類	調査対象物質	土壤ガス					土壤ガス(地下水)					
		基準 (ppm) *	採取 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 地点数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	採取 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	
（第一種特定有機化合物）	トリクロロエチレン	0.1	0				0.03	0				
	テトラクロロエチレン	0.1	0				0.01	0				
	ジクロロメタン	0.1	74	0	0	無	0.02	0				
	クロロエチレン	0.1	0				0.002	0				
	四塩化炭素	0.1	0				0.002	0				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	0				0.004	0				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0				0.1	0				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	0				0.04	0				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	0				1	0				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	0				0.006	0				
（第一種特定有機化合物）	1, 3-ジクロロプロパン	0.1	0				0.002	0				
	ベンゼン	0.05	74	0	0	無	0.01	0				

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査					代表地点における地下水調査			対象地境界における地下水調査		
			採取 区画数	最深 調査 深度 (m) <sup>注)1</sup>	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m) <sup>注)1</sup>	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	採取 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	採取 区画数	最大 濃度 (mg/l)
（第一種特定有機化合物）	トリクロロエチレン	0.03	0										
	テトラクロロエチレン	0.01	0										
	ジクロロメタン	0.02	0										
	クロロエチレン	0.002	0										
	四塩化炭素	0.002	0										
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0										
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0										
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0										
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0										
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0										
（第一種特定有機化合物）	1, 3-ジクロロプロパン	0.002	0										
	ベンゼン	0.01	0										
（第一種特定有機化合物）	カドミウム及びその化合物	0.01	74		ND		0						
	シアノ化合物	0.1	74		ND		0						
	鉛及びその化合物	0.01	74		0.04		2	無	1	ND	0		
	六価クロム化合物	0.05	74		ND		0						
	砒素及びその化合物	0.01	74		0.003		0						
	水銀及びその化合物	0.0005	74		ND		0						
	セレン及びその化合物	0.01	0										
	ほう素及びその化合物	1	74		0.20		0						
	ふっ素及びその化合物	0.8	74		0.53		0						
	有機燐化合物	0.1	0										
（第一種特定有機化合物）	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	0										
	チウラム	0.006	0										
	シマジン	0.003	0										
	チオペンカルブ	0.02	0										
	トリクロロエチレン	0.03	0										
（第一種特定有機化合物）	テトラクロロエチレン	0.01	0										
	ジクロロメタン	0.02	0										
	クロロエチレン	0.002	0										
	四塩化炭素	0.002	0										
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0										
（第一種特定有機化合物）	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0										
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0										
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0										
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0										
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002	0										
（第一種特定有機化合物）	ベンゼン	0.01	0										
	カドミウム及びその化合物	0.01	74		ND		0						
	シアノ化合物	0.1	74		ND		0						
	鉛及びその化合物	0.01	74		0.04		2	無	1	ND	0		
	六価クロム化合物	0.05	74		ND		0						
（第一種特定有機化合物）	砒素及びその化合物	0.01	74		0.003		0						
	水銀及びその化合物	0.0005	74		ND		0						
	セレン及びその化合物	0.01	0										
	ほう素及びその化合物	1	74		0.20		0						
	ふっ素及びその化合物	0.8	74		0.53		0						
（第一種特定有機化合物）	有機燐化合物	0.1	0										
	トリクロロエチレン	0.01	0										
	ジクロロメタン	0.02	0										
	クロロエチレン	0.002	0										
	四塩化炭素	0.002	0										
（第一種特定有機化合物）	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0										
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0										
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0										
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0										
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0										
（第一種特定有機化合物）	1, 3-ジクロロプロパン	0.002	0										
	ベンゼン	0.01	0										
	カドミウム及びその化合物	0.01	74		ND		0						
	シアノ化合物	0.1	74		ND		0						
	鉛及びその化合物	0.01	74		0.04		2	無	1	ND	0		
（第一種特定有機化合物）	六価クロム化合物	0.05	74		ND		0						
	砒素及びその化合物	0.01	74		0.003		0						
	水銀及びその化合物	0.0005	74		ND		0						
	セレン及びその化合物	0.01	0										
	ほう素及びその化合物	1	74		0.20		0						
（第一種特定有機化合物）	ふっ素及びその化合物	0.8	74		0.53		0						
	有機燐化合物	0.1	0										
	トリクロロエチレン	0.01	0										
	ジクロロメタン	0.02	0										
	クロロエチレン	0.002	0										
（第一種特定有機化合物）	四塩化炭素	0.002	0										
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0										
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0										
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0										
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0										
（第一種特定有機化合物）	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0										
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002	0										
	ベンゼン	0.01	0										
	カドミウム及びその化合物	0.01	74		ND		0						
	シアノ化合物	0.1	74		ND		0						
（第一種特定有機化合物）	鉛及びその化合物	0.01	74		0.04		2	無	1	ND	0		
	砒素及びその化合物	0.01	74		0.003		0						
	水銀及びその化合物	0.0005	74		ND		0						
	セレン及びその化合物	0.01	0										
	ほう素及びその化合物	1	74		0.20		0						
（第一種特定有機化合物）	ふっ素及びその化合物	0.8	74		0.53		0						
	有機燐化合物	0.1	0										
	トリクロロエチレン	0.01	0										
	ジクロロメタン	0.02	0										
	クロロエチレン	0.002	0										
（第一種特定有機化合物）	四塩化炭素	0.002	0										
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0										
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0										
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0										
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0										
（第一種特定有機化合物）	1, 1, 2												

分類	調査対象物質	含有量調査													
		基準 (mg/kg)	採取 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略							
第一種特定有害物質等	カドミウム及びその化合物	150	74	ND ND 460 ND ND 0.15 10 97	ND ND 460 ND ND 0.15 10 97	0 0 1 0 0 0 0 0 0	無								
	シアン化合物	50	74												
	鉛及びその化合物	150	74												
	六価クロム化合物	250	74												
	砒素及びその化合物	150	74												
	水銀及びその化合物	15	74												
	セレン及びその化合物	150	0												
	ほう素及びその化合物	4000	74												
	ふつ素及びその化合物	4000	74												
基準不適合範囲の面積 <sup>注)2</sup> (m <sup>2</sup> )		154													
汚染原因		特定又は推定ができなかった。													
備考		①試料採取箇所については、任意様式報告書P.25 図7.1～P.29 図7.5に示す。 ②濃度範囲の数値の着色は基準不適合であることを示す													

区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については9区画、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算ください。

②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。

③統合された区画は1区画と数えてください。

④土壤汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。

⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、III-11を参考にして作成してください。なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。(第一種特定有害物質の深度調査については、III-9に記入してください。)

注)2 土壤ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

## 詳細調査(深度方向調査)結果報告シート

## 1. 調査概要

調査対象地	(住居表示)東京都八王子市寺町61 (地番表示)東京都八王子市三崎町1番5外1筆、寺町40番2外9筆	
現地試料採取期間	平成31年3月21日	
室内分析期間	平成31年3月22日～平成31年3月29日	
指定調査機関名	エコサイクル株式会社	
指定調査機関の指定番号	2014-3-17	
技術管理者名	[REDACTED]	
技術管理者証の交付番号	第0002288号	
準拠法令等	・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) ・東京都土壤汚染対策指針(平成31年4月1日施行) ・土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壤環境課)(以下、ガイドライン)	

## 2. 調査方法

※ボーリング調査地点を任意様式報告書P.48 図11.1に示す。

ボーリング調査方法 ※1と試料採取等対象物質	土壤調査で「鉛及びその化合物(溶出量及び含有量)」が基準不適合となつた3区画について、深度方向のボーリング調査を実施した。ボーリング孔は埋め戻した。	任意様式報告書 P.48 図11.1 50
第一種有害物質の土壤試料採取深度※2	土壤ガス不検出の為、実施せず	
第二種有害物質、第三種有害物質の土壤試料採取深度※2	土壤調査で鉛の溶出量及び含有量が不適合であった区画について、1m、2m、3m、4m、5mで試料を採取し分析を行つた(深度5mまでの調査で全深度基準適合を確認した)。 試料採取時に、深度5mまでに帶水層の底面は確認できなかつた。	任意様式報告書 P.48 表10.1 48
地下水試料等対象物質、採取位置、採取深度、採取方法※3	対象物質は、溶出量基準値超過のあった鉛を対象とし、採取位置は溶出量濃度が最も高かつたA1-8区画を対象とした。地下水採取深度はGL-3.54mであった。ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示されるボーリング孔を利用し、観測井を設置しない方法で実施した。	任意様式報告書 P.45～46 47～48

※1 ボーリング孔の措置状況についても記載してください。

※2 帯水層底面の試料採取がある場合は記載してください。

※3 詳細調査で追加で地下水調査を実施した場合には、採取方法等を記入してください。

### 3. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を任意様式報告書P.46 表10.1に示す。

※2 調査結果総括図を任意様式報告書P.48 図11.1に示す。

試料採取等対象物質名	調査区画数	基準不適合の区画数	最深調査深度(m)	最深汚染深度(m)	最大濃度
土壤溶出量(mg/L)	鉛及びその化合物	2	2(※)	5	0.5(※) 0.041
土壤含有量(mg/kg)	鉛及びその化合物	1	1(※)	5	0.5(※) 460
地下水(mg/L)	鉛及びその化合物	1	0	ND	
※					
<備考>					
・濃度範囲の数値の着色は基準不適合であることを示す。					
・※基準値不適合区画数は表層調査での基準不適合区画数を採用している。最新汚染深度に関しても、表層調査での結果を採用しており、詳細調査(GL-1m,-2m,-3m,-4m,-5m)に関してはいずれも基準に適合していた。					

●最深汚染深度は、基準超過が確認された最深深度を記載ください。(対策深度ではありません。)

●最大濃度は、詳細調査における最大濃度を記載ください。ただし、詳細調査で汚染が見つからなかった場合には、概況調査の最大濃度を記入してください。

※詳細調査時に追加で地下水調査を実施した場合には、汚染状態を記入してください。

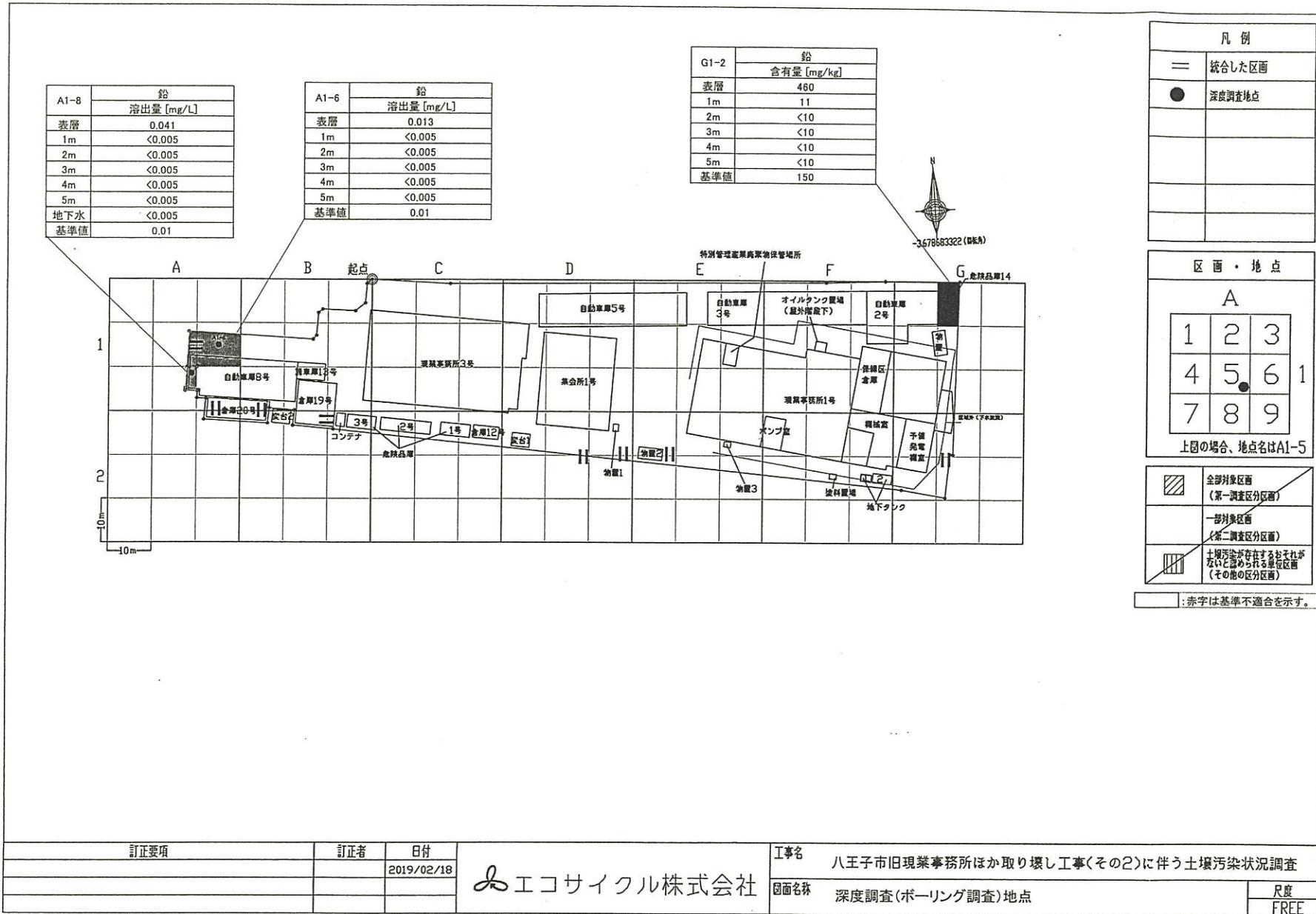


図 11.1 追加調査結果

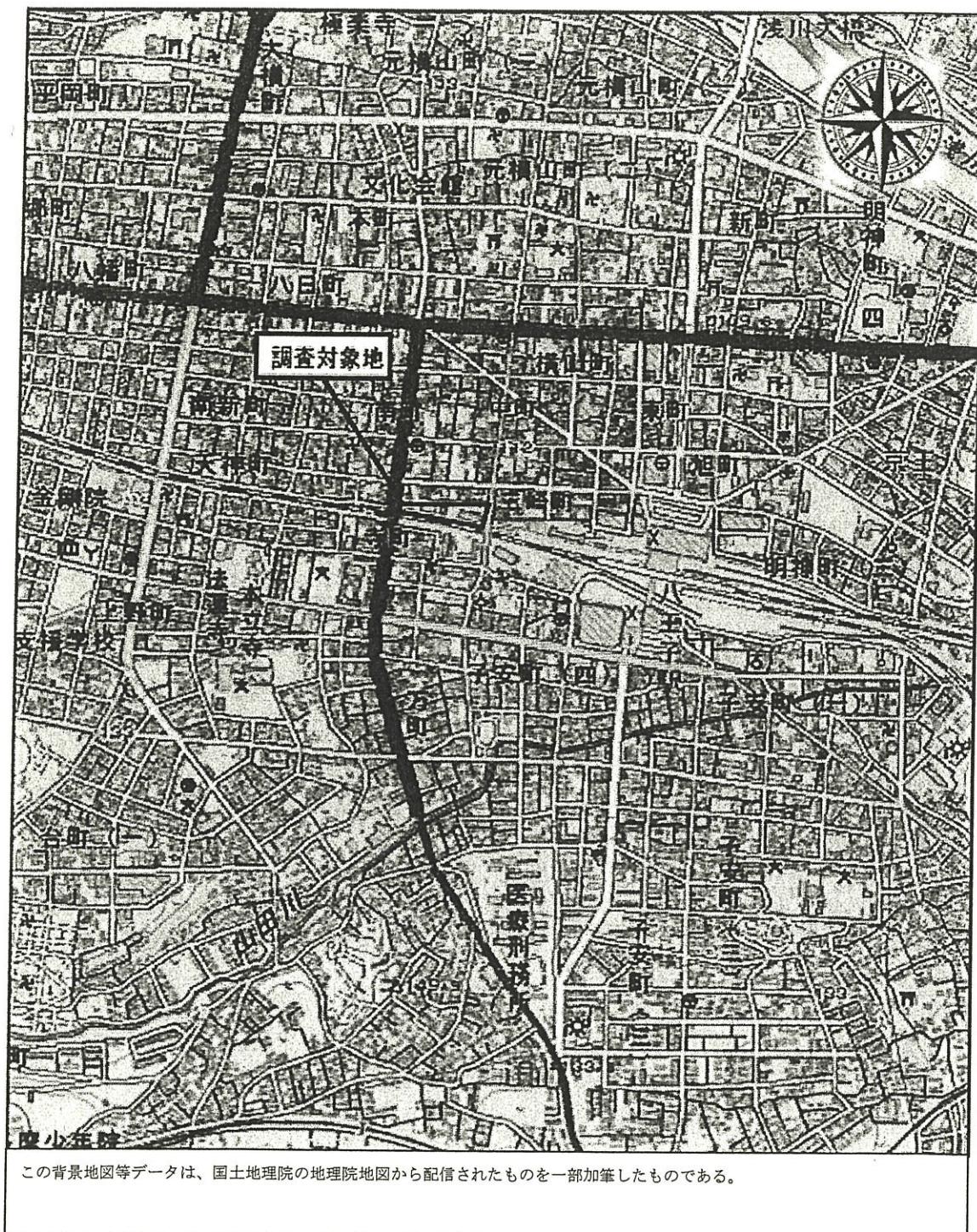


図 1.1 調査位置図  
地理院地図(<https://maps.gsi.go.jp/>)より

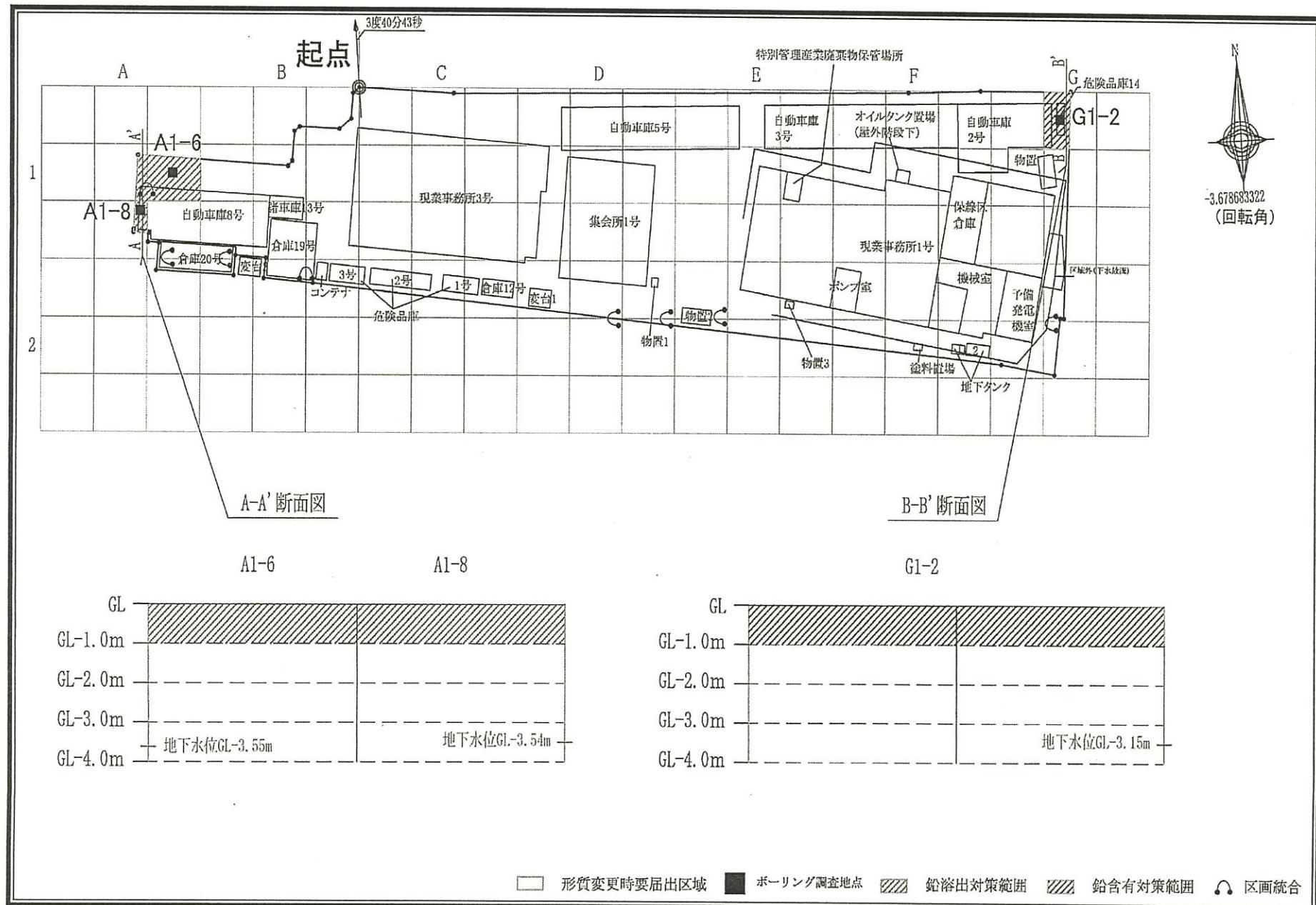


図-2 措置対策範囲平面・断面図（実施）

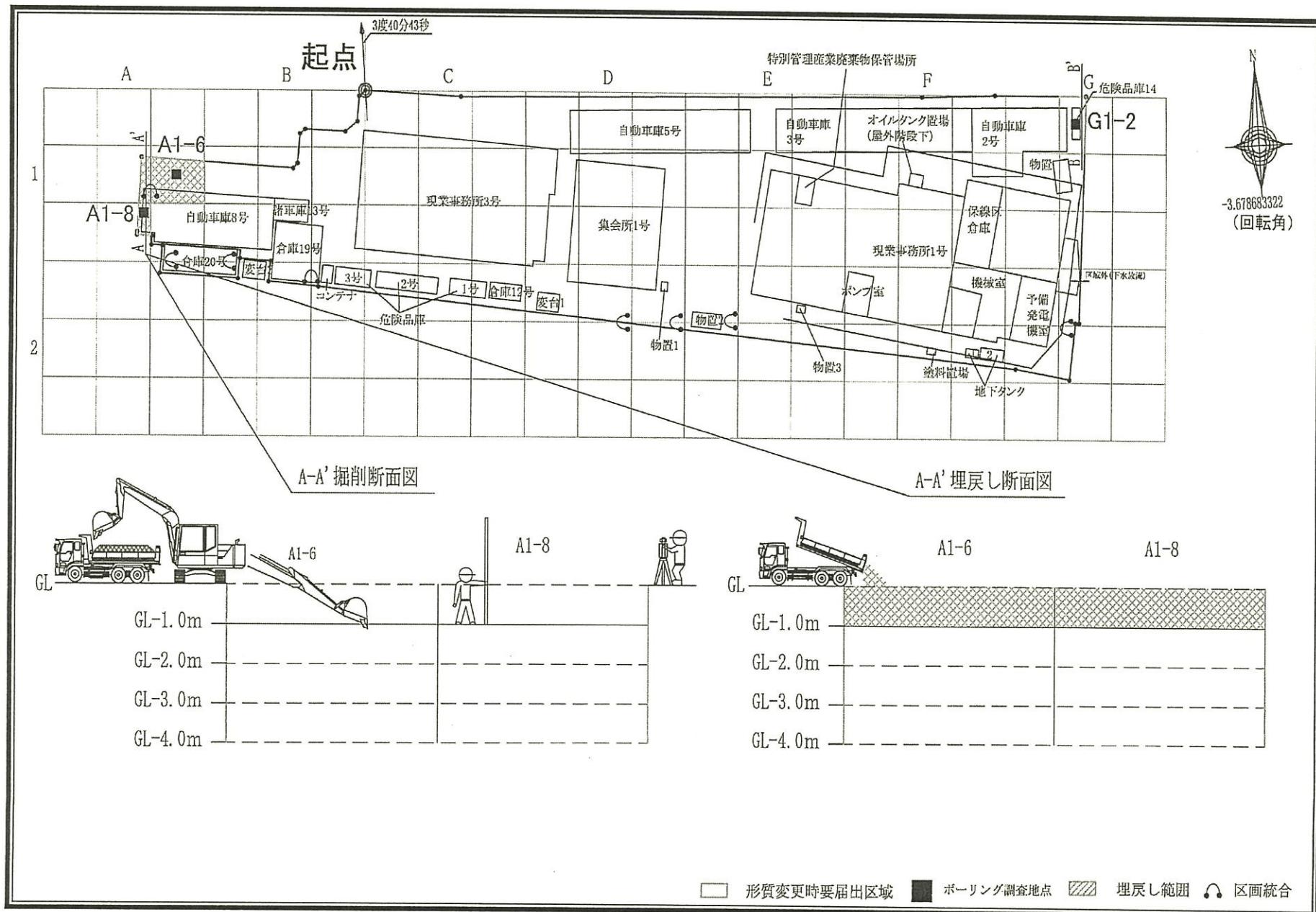


図-3-1 措置対策施工平面・断面図 (A1-6, A1-8 区画)

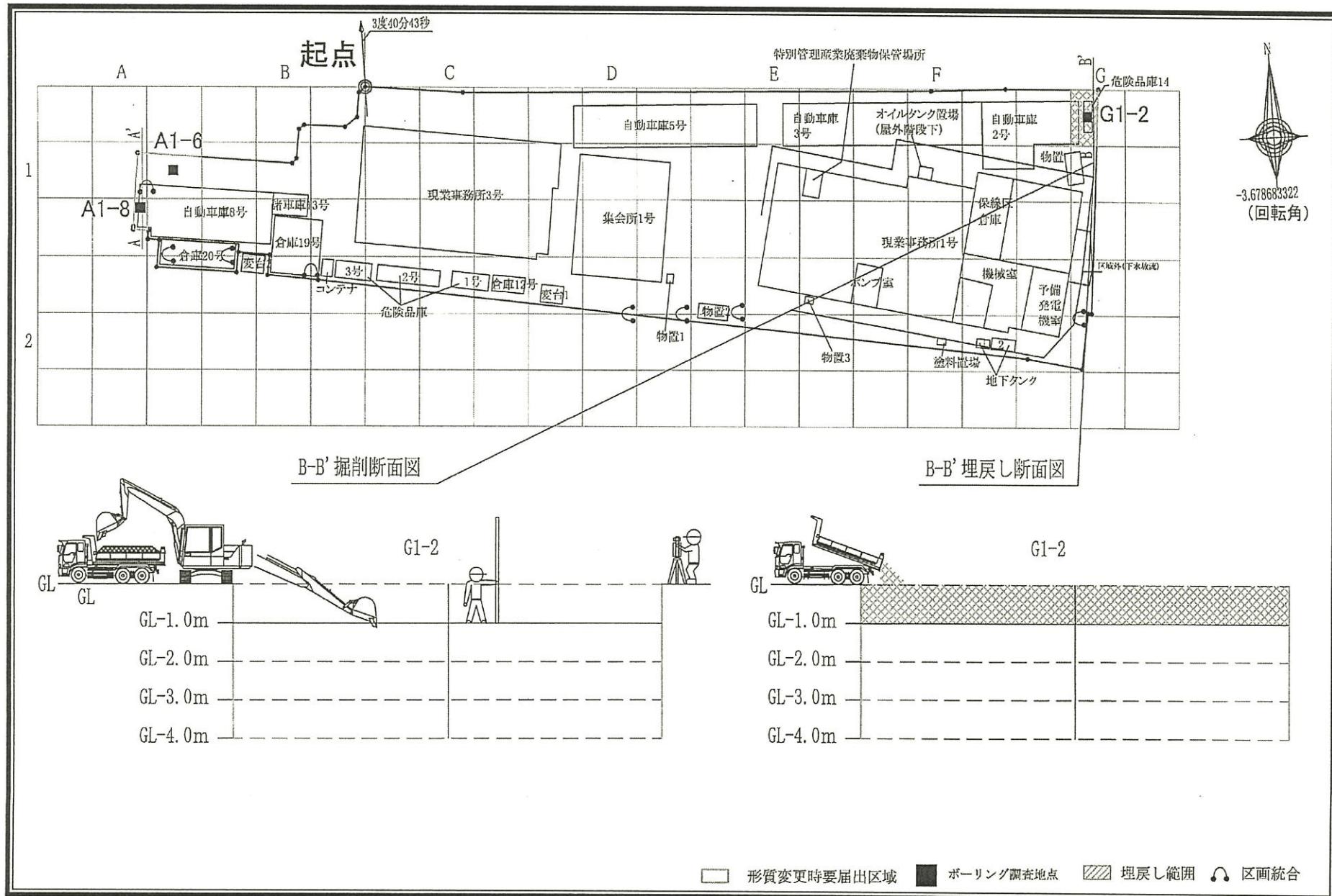


図-3-2 措置対策施工平面・断面図 (G1-2 区画)